

国立大学法人大分大学 I R 情報マネジメント規程

令和 5 年 5 月 1 6 日制定

令和 5 年規程第 3 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における教育，研究，財務，社会貢献活動等（以下「教育等」という。）の目標設定，戦略の立案等法人が意思決定を行う際に必要な I R 情報のマネジメントに関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) I R Institutional Researchをいい、教育等に関する法人の活動についてのデータを収集及び分析し、法人の意思決定を支援するための調査研究を行うことをいう。
- (2) I R データ 大分大学 I R センター（以下「I R センター」という。）が I R レポートを作成するために保有する職員，学生及び組織に係るデータ並びに教育等に係るデータをいう。
- (3) I R レポート I R センターにおいて I R データを統計，集計又は可視化処理したものをいう。
- (4) I R 情報 I R データ及び I R レポートの総称をいう。
- (5) 理事等 理事，監事，副学長，学長特命補佐及び学長補佐をいう。
- (6) 部局等 国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成 1 6 年規程第 1 4 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する部局及び国立大学法人大分大学教員組織規程（平成 2 8 年規程第 6 1 号）第 2 条に規定する部門をいう。
- (7) 部局等の長 前号に規定する部局等を掌理する者をいう。

(I R データの収集及び活用)

第 3 条 部局等の長は、I R センター長の依頼に応じ、部局等に関する教育等に係る情報を提供するものとする。

2 I R センター長は、法人の教育等の目標設定，戦略の立案等に活用する目的以外の目的により、部局等に関する教育等に係る情報の提供を部局等の長に依頼してはならない。

3 I R センター長は、収集した I R データを有効活用できるよう、学長，理事等及び部局等の長に I R レポートを提供することができる。

(I R データの提供)

第 4 条 学長，理事等及び部局等の長は、第 6 条に定めるマネジメントへの活用に当たり、I R センター長に I R データの提供を求めることができる。この場合において、I R センター長は、学長，理事等及び部局等の長に I R データを提供するものとする。

(I R レポートの利用)

第5条 I R レポートは、法人の教育等の目標設定、戦略立案等を図るための基礎資料を作成するため、利用するものとする。

(I R レポートのマネジメントへの活用)

第6条 学長は、I R レポートを活用し、法人の教育等に係る機能の最大化を図るものとする。

2 理事等は、I R レポートを活用し、担当する職務の見直し及び改善を行い、教育等に係る目標設定、戦略立案等を図るものとする。

3 部局等の長は、I R レポートを活用し、部局等における教育等を円滑に実現するための目標設定、戦略の立案等を行うものとする。

(分析依頼及び I R レポートの提供)

第7条 学長、理事等及び部局等の長は、前条に定める I R レポートのマネジメントへの活用に当たり、I R センター長に必要な分析を依頼することができる。この場合において、I R センター長は、学長、理事等及び部局等の長に I R レポートを提供するものとする。

(I R 情報利用者の責務)

第8条 I R 情報を利用する者は、国立大学法人大分大学個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程（平成27年規程第61号）、国立大学法人大分大学情報セキュリティ基本規程（平成23年規程第9号）、国立大学法人大分大学法人文書管理規程（平成23年規程第23号）、その他関係規程等に基づき、I R 情報の適正な管理及び運用をしなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、法人の I R 情報のマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月16日から施行する。